



平成27年度の定期報告をお願いします！



家畜伝染病予防法の改正に伴い、平成23年度から年に1度、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の報告(「定期報告」)が義務づけられています。

平成27年2月1日時点の飼養状況について、お送りします報告書様式により、平成27年4月15日(鳥類については6月15日)までに家畜保健衛生所宛てにご報告をお願いします。

* 馬伝染性貧血検査や肉牛繁殖巡回等の際に、既にご提出いただいている方は結構です。

【提出先】 山梨県西部家畜保健衛生所

郵送の場合: 〒407-0024 韮崎市本町3-5-24

FAX の場合: 0551-22-6728

報告いただくもの

【1】定期報告書

【2】チェックリスト

【3】見取り図など添付書類(2枚目参照)

牛・馬2頭以上、豚・山羊・羊・鹿・猪6頭以上、ダチョウ以外の鳥類100羽以上、ダチョウ10羽以上の飼養者は、【2】と【3】が必要です。

定期報告書の様式です

定期報告書(牛・山羊・めん羊・鹿)
平成 年 月 日

山梨県知事 殿
住所
氏名 ※ 印
電話番号 - -

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

家畜の所有者の氏名又は名称	郵便番号	-	
家畜の所有者の住所			
管理者の氏名又は名称	郵便番号	-	
管理者の住所			
農場の名称			
農場の所在地	郵便番号	-	
家畜の種類及び頭羽数	〔ホルズ、ジャージーなど〕乳用雌牛		
	成牛	子牛	
	〔黒和など〕肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。)		
	肥育後期の牛(24ヶ月以上)	肥育前期の牛(9~24ヶ月未満)	育成牛(4~9ヶ月未満)
	子牛(4ヶ月未満)		
	〔F1、乳牛の〕肥育牛(乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。)		
	成牛(17ヶ月以上)	肥育前期の牛(7~17ヶ月未満)	育成牛(4~7ヶ月未満)
	子牛(4ヶ月未満)		
	繁殖牛		
	成牛	子牛	
肥育後(子豚を除く。)	繁殖豚	子豚(哺乳後~3ヶ月未満)	
成豚(12ヶ月以上)	育成豚(9~12ヶ月未満)		
豚			
成鶏	育成鶏	肉用鶏	
卵	卵	卵	
その他(ヤギ)	その他(ヒツジ)	その他(鹿)	
頭	頭	頭	
畜舎等の数	畜舎(鶏舎)	種 心卵舎	

※ 「氏名」は、法人の場合には、その名称及び代表者。
その他の欄には、「水牛、鹿、豚、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ぼろぼろ鳥、及び七面鳥」のうち、その種類ごとに該当するものをカッコ内に記入の上、その頭羽数を記入してください。
裏面の「チェックリスト」にもご記入の上、ご報告をお願いします。



<添付書類について>

添付書類の内容は、おおまかに

- * 農場見取り図
- * 出入り口の消石灰散布場所・立入禁止の看板・消毒設備などの位置などの情報
- * 家畜飼養密度
- * 埋却地の情報 です。

以前提出いただいたものを転載してお送りしますので、変更等がある場合は、訂正を加えてください

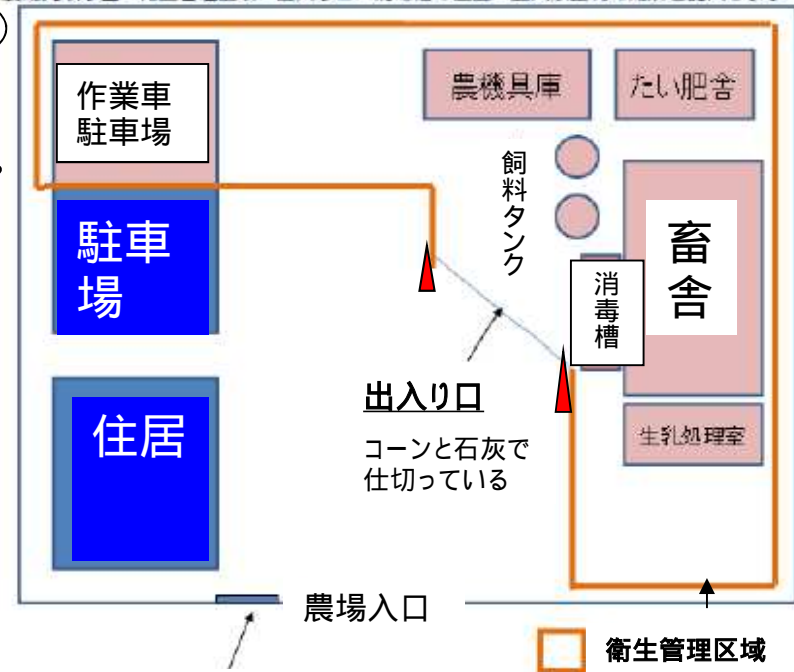
昨年も提出していただいておりますが、毎年の状況把握のため、お手数ですが提出をお願いします。

山梨県西部家畜保健衛生所
 〒407-0024 韮崎市本町3-5-24
 TEL：0551-22-0771
 FAX：0551-22-6728
 夜間：090-5564-1018
 休日：090-5564-1018
 090-5568-0817

記載例

<定期報告添付書類の例>

農場見取り図・衛生管理区域・出入り口・消毒槽の位置・立入禁止札の場所を記入します



立入禁止の立て看板

- その他の衛生設備(あれば)
- ・持ち運びできる簡易消毒装置:1台
 - ・アルコールハンドジェル:1個

埋却地の情報	韮崎市本町3-5-24 農場北側の畑 250㎡
飼養密度 (一番狭い区画のみでOK)	10m×20mの牛舎に25頭(8㎡/頭) 3m×5mの豚房に15頭(1㎡/頭)